

ロボットオープンイノベーション推進事業に係る質問・回答

令和8年3月2日

	質問内容	回答	回答日
1	<p>応募様式「様式3」：応募金額提案書</p> <p>1 内訳項目において、役員報酬を人件費として積算することは可能でしょうか。</p> <p>2 仮に人件費として計上できない場合、役員報酬はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。また、書式上はどの項目に明記することが適切か、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>人件費とは、「委託事業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当」であり、問い合わせの支出が本事業に従事する者の作業時間に対するものであれば人件費として計上できます。</p> <p>なお、人件費に限らず、本事業を行うために必要と認められない支出は計上できません。</p> <p>仕様書2(4)業務実施体制等【提案を求める事項】に基づいて、提案者から具体的に示される業務実施体制により、当該人件費支出の必要性等を確認します。</p>	3月2日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			